様式第２号

支援業務の実施に関する計画

|  |
| --- |
| 組織及び運営に関する事項 |
| ■支援業務を行うにあたっての組織体制、人員体制等について  【組織体制】  ・組織体系図などにより、支援業務（種別毎）と支援業務以外の業務を行う組織の部分（関係）がわかるように記載すること。（体系図等が別途ある場合はそれを添付すること）  【人員体制】  ・全体の職員数、支援業務（種別毎）と支援業務以外の業務に従事する職員数等の人員体制を記載すること。支援業務を行おうとする事務所又は営業所が複数ある場合には、その事務所又は営業所別に記載すること。  【支援業務に従事する実務経験等を有する役員又は職員】  ・支援業務に従事する役員又は職員の氏名、実務経験、資格等を記載すること。 |
| ■運営について  ・支援業務に従事する役員又は職員の勤務体制（勤務日・勤務時間・勤務人数等）や、区分経理の方法、帳簿の備付け・保存方法、書類の保存方法、個人情報の取り扱い、公示の方法に関すること等を記載すること。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援業務の概要に関する事項※１ | | |
| 法第６２条第１号  家賃の債務保証※２ | 業務を行う区域 |  |
| 要配慮者の範囲 |  |
| 業務の内容※３ |  |
| 委託先  （委託の場合）  法第６３条第１項 | （所在地）  （名　称）  （登録の有無）　有　・　無  （登録番号） |
| 法第６２条第２号  住宅確保要配慮者に対する情報の提供、相談等 | 業務を行う区域 |  |
| 要配慮者の範囲 |  |
| 業務の内容※３ |  |
| 法第６２条第３号  入居者に対する情報の提供、相談等 | 業務を行う区域 |  |
| 要配慮者の範囲 |  |
| 業務の内容 |  |
| 法第６２条第４号  賃貸人に対する情報の提供等 | 業務を行う区域 |  |
| 要配慮者の範囲 |  |
| 業務の内容※３ |  |
| 法第６２条第５号  残置物処理等※２ | 業務を行う区域 |  |
| 要配慮者の範囲 |  |
| 業務の内容※３ |  |
| 法第６２条第６号  前各号に附帯する業務 | 業務を行う区域 |  |
| 要配慮者の範囲 |  |
| 業務の内容※３ |  |
| 【記載にあたっての留意点】  ※１定款及び登記事項証明書に記載されている支援業務について記載すること。また、様式第1号で記載した支援業務の種別と整合させ、実施しない業務は、斜線を入れる等明確にすること。  ※２法第６２条第１号又は第５号の支援業務を行う場合は、認可を受けること。  ※３住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件について記載すること。 | | |

|  |
| --- |
| 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項 |
| ■地方公共団体等の連携に関することについて  ・地域のニーズに対応した効果的な支援業務を行うために、県又は業務を行う市町村と連携した取組や居住支援に関係する受託事業等について記載すること。  ■住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者との連携に関することに  ・他の居住支援法人等と連携した取組について記載すること。  ■住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関すること  ・業務を行う区域の社会福祉法人、民生委員等と連携した取組について記載すること。 |
| 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項 |
| ■人材の確保及び資質の向上に関することについて  ・居住支援協議会や居住支援に関係する団体等が主催する研修会への参加する等、住宅、福祉の専門的知識の取得等の取組について記載すること |